

重要事項説明書

2026年4月1日改正

1. 事業者

法人名	医療法人社団 悠仁会
代表者役職・氏名	理事長 石川 直将
事業所所在地	神奈川県横浜市旭区下川井町220-1
電話番号	045-955-5577 (代表)
FAX 番号	045-951-2991

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	居宅介護支援事業所 ほほえみりぼん
所在地	神奈川県横浜市旭区今宿南町1701-1 デュオセーヌ横濱二俣川1階
介護保険指定番号	1473202503
連絡先 (電話番号)	045-744-6777
(FAX 番号)	045-744-5171
【24時間対応の連絡先】	上記電話番号による転送電話で対応 045-744-6777
管理者	清宮 智美
通常のサービス提供地域	横浜市旭区、瀬谷区、緑区、保土ヶ谷区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする
運営の方針	要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な保険医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。事業の実施にあたっては、関係市区町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

3. 事業所の職員体制

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管理者（介護支援専門員兼務）		1名		
介護支援専門員	6名		1名	
計 8名				

4 営業時間

月曜日～金曜日	9：00～18：00
土曜日、日曜日、祝祭日	休み

年末年始（12/29～1/3）は休日扱いとなります。

5 利用料について

別紙を参照ください

6 居宅介護支援業務の実施方法について

別紙を参照ください

7. 市町村への届出

居宅介護支援のサービスを受ける際には、契約締結後その旨を市町村に届け出て、「介護保険保険者証」に記載する必要があります。具体的な手続きはご相談ください。ご説明の上、提出代行いたします。

8. 事業所加算

*当事業所では、特定事業所加算Ⅱの要件を満たしています。

加算	算定要件等
特定事業所加算 I	<ul style="list-style-type: none"> ① 主任ケアマネジャー <u>2名以上</u>配置 ② 常勤専従ケアマネジャー <u>3名以上</u> ③ 利用者情報等の伝達等の定期的開催(概ね週1回)+記録5年保存 ④ 24時間連絡できる体制確保 ⑤ <u>利用者総数の要介護3～5の占める割合40%以上</u> ⑥ 計画的な研修実施、記録5年保存 ⑦ 地域包括支援センターからの支援困難ケースを受託する体制整備

	<p>⑧ 高齢者以外の支援に関する知識（ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等）の事例検討会、研修会等に参加）</p> <p>⑨ 特定事業所集中減算の不適用</p> <p>⑩ ケアマネジャー1人当たりの利用者 44名まで（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は49名まで）</p> <p>⑪ 介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制確保（平成28年度受講試験の合格発表の日から適用）</p> <p>⑫ 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等の実施</p> <p>⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</p>
特定事業所加算Ⅱ	<p>① 加算（Ⅰ）要件のうち ②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬に適合</p> <p>② 常勤専従の主任ケアマネジャーを配置1名以上</p>
特定事業所加算Ⅲ	<p>① 加算（Ⅰ）要件のうち ③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬に適合</p> <p>② 常勤専従の主任ケアマネジャーを配置</p> <p>③ 常勤専従のケアマネジャーを2人以上配置</p>
特定事業所加算（A）	<p>① 加算（Ⅰ）要件のうち ③④⑥⑧⑨⑩⑬に適合 ただし④⑥⑪⑫は連携でも可</p>
特定事業所医療介護連携加算	<p>前年度の退院・退所加算（35回以上）と、前年3月～2月のターミナルケアマネジメント加算（15回以上）の実績を翌年度に評価する加算</p>

9. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、法定代理受領であるため利用者負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）支払いが必要となります。
- なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。
- ※通常のサービス提供実施地域を超えて、片道概ね10キロメートルごとに、200円
- (3) 前項の交通費の支払いをうける場合には、支払いに同意する旨の文章に署名を受けますこととします。

10. 相談窓口および苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

当事業所 担当者	居宅介護支援事業所 ほほえみりぼん (管理者) 清宮智美
電話番号	045-744-6777
当法人事業所 担当者	医療法人社団 悠仁会 (統括本部) 保坂 健太
電話番号	045-955-5577

(2) 次の公的機関相談窓口において苦情申し出ができます。

市区	担当課	電話番号
横浜市 はまふくコール	横浜市苦情相談 コールセンター	045-263-8084 Fax: 045-550-3615
旭区	高齢・障害支援課	045-954-6061
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	045-334-6394
緑区	高齢・障害支援課	045-930-2315
瀬谷区	高齢・障害支援課	045-367-5714

	連絡先
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係 * 受付時間 8:30~17:15 (土日・祝祭日・年末年始を除く)	TEL: 045-329-3447

* 横浜市外に居住の場合、居住する他市区町村が「利用者等の保険者」としての苦情・相談窓口になります。(下記記載)

市外	担当課	電話番号

11. 事故発生時の対応

事業所の過誤及び過失の有無に関わらず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合には、下記のとおりに対応を致します。

① 事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合には、速やかに横浜市に連絡します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し横浜市に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

12. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

13. 非常災害時の対策

事業者は防災、震災マニュアルに従い、各方面への連携を図り安全の確保に努めます。
(BCPと連動)

14. 従業者の資質向上のための計画的な研修の実施及び記録について

【新任研修】 新人研修計画に基づき行います

【現任研修】 最低6か月に1回(1年に2回) 研修計画に基づき行います

目標設定を行い、1年に1回評価を行います。研修した内容について記録を残します

15. 衛生管理等について

① 管理者が従業者(非常勤職員含む)の健康診断の結果を把握し、本部に記録を残すなどの方法により従業者の健康管理をします。

また、感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知するなど感染症予防に必要な措置をとるよう努めていきます。(BCPと連動)

16. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から

- ① 委員会の開催 6か月に1回
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施
- ④ 訓練（シュミレーション等）の実施

17. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定

- ① 従業者に周知
- ② 必要な研修の実施
- ③ 訓練（シュミレーション等）の実施

18. 高齢者虐待防止の推進

- ① 委員会の開催 1年に2回
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施 1年に2回

高齢者虐待防止のための担当者を以下に記載

担当者： 清宮智美

19. 身体拘束の適正化

- ① 委員会の開催 1年に1回
- ② 指針の整備

身体拘束の適正化のための担当者を以下に記載

担当者： 浅原裕幸

20. 介護サービス事業者の経営（財務状況等）の見える化

①介護保険事業者は、会計年度終了後3か月以内に、財務諸表を都道府県知事に報告

- ・事業活動計算書（損益計算書）
- ・資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）
- ・貸貸対照表（バランスシート）

介護サービス情報公表システムにて公表

21. 当法人施設の概要

事業の種類	事業所名
介護老人保健施設	ほほえみの郷横浜
通所リハビリテーション	ほほえみの郷横浜
在宅療養支援診療所	中希望が丘診療所
在宅療養支援診療所	御殿山クリニック横浜
在宅療養支援診療所	ほほえみ内科クリニック
訪問看護（介護予防訪問看護）	ほほえみ訪問看護リハビリステーション
居宅介護支援事業所	ほほえみりぼん
認知症対応型共同生活介護	ほほえみの郷弥生台

平成 27 年 5 月 1 日作成

平成 28 年 2 月 1 日 2. 事業所所在地 3. 職員体制 9. 法人施設概要の改訂

平成 29 年 2 月 1 日 3. 職員体制の改訂

平成 29 年 5 月 8 日 3. 職員体制の改訂

平成 29 年 9 月 1 日 3. 職員体制 8. 相談窓口および苦情対応（2）の改訂

平成 29 年 10 月 1 日 管理者交代の改訂

平成 30 年 4 月 1 日 3. 職員体制 5.6 追加 8. 事業所加算追加項目改訂

平成 30 年 6 月 1 日 3. 職員体制改訂

平成 30 年 11 月 1 日 3. 職員体制改訂

2019 年 3 月 15 日 3. 職員体制改訂

2019 年 7 月 10 日 3. 職員体制改訂

2020 年 1 月 1 日 3. 職員体制改訂

2020 年 3 月 16 日 3. 職員体制改訂

2020 年 5 月 1 日 3. 職員体制改訂

2020 年 9 月 1 日 3. 職員体制改訂 11. 12. 13. 14. 追加

2021 年 4 月 1 日 8. 一部追加改訂 別紙改訂

2021 年 10 月 1 日 3. 職員体制改訂

2023 年 4 月 1 日 3. 職員体制改訂

2024 年 4 月 1 日 3. 職員体制改訂 特定事業所算定要件追加等

2025 年 4 月 1 日 10. 苦情窓口 統括本部 担当変更

2025 年 6 月 1 日 10（2）公的相談窓口 一部変更

2025 年 10 月 1 日 説明分追加

2025 年 12 月 1 日 3. 職員体制改訂

2026 年 4 月 1 日 (1) 一部変更 3.職員体制改定 21.一部追加